

浜松市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は社会福祉の増進を図るため、社会福祉施設等の施設整備を行う社会福祉法人等(市税を完納している者)に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市社会福祉法人の助成に関する条例(昭和52年浜松市条例第17号)、浜松市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則(昭和52年浜松市規則第19号)、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次に定める用語の意義は 当該各号に定めるところによる。

(1) 社会福祉施設等

「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」(平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知の別紙。以下「交付要綱」という。)第2の2に定める施設をいう。

(2) 施設整備

交付要綱第2の3に定める整備内容を行うことをいう。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象及び補助額は次のとおりとする。

(1) 補助の対象

別表のとおりとする。ただし、次に定める費用については補助の対象としない。

ア 土地の買収、又は整地に要する費用

イ 職員の宿舎に要する費用

ウ その他市長が施設整備費として適当と認められない費用

(2) 補助額

補助額は、予算の範囲内において、交付要綱第2の6(1)から(3)までに定めるとおり算出する。ただし、事業ごとに算出された補助額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者は、補助事業を実施しようとする30日前までに、次に定める書類を市長に提出しなければならない。

提出書類 各3部

(1) 交付申請書(第1号様式)

(2) 申請額算出内訳書(第2号様式)

- (3) 事業計画書（第3号様式）
- (4) 社会福祉施設整備費収支予算書（第4号様式）
- (5) 市税納付・納入確認同意書（第5号様式）
- (6) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (7) 暴力団排除に関する誓約書（第6号様式）

（交付決定の通知）

第5条 市長は前条に定める申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書（第7号様式）により通知する。

（変更の承認申請）

第6条 補助金の交付決定を受けた者が、次に定める事項のいずれかに該当する場合には、変更の事実の発生後速やかに市長に、補助金変更承認申請を行わなければならない。

(1) 変更内容

- ア 設置主体の変更
- イ 運営主体の変更
- ウ 設置場所の変更
- エ 定員の変更
- オ 建物の規模又は構造の変更（施設の機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
- カ 建物等の用途の変更
- キ 事業量の10パーセントを超える変更
- ク 補助事業に要する経費の配分の変更（当該事業費の額の10パーセント未満の変更を除く）をしようとする場合
- ケ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- コ その他市長が必要があると認める場合

(2) 提出書類 各3部

- ア 変更承認申請書（第8号様式）
- イ 変更申請額算出内訳書（第2号様式）
- ウ 変更事業計画書（第3号様式）
- エ 社会福祉施設整備費変更収支予算書（第4号様式）

（変更決定の通知）

第7条 市長は前条に定める申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更交付決定通知書（第9号様式）により通知する。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から30日以内)又は翌年度の4月7日のいずれか早い日までに、次に定める書類を市長に提出しなければならない。

提出書類 各3部

- (1) 実績報告書(第10号様式)
- (2) 精算額内訳書(第11号様式)
- (3) 事業実績報告書(第12号様式)
- (4) 工事契約金額報告書(第13号様式)
- (5) 社会福祉施設整備費収支決算書(第4号様式)

(確定の通知)

第9条 市長は前条に定める報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金額確定通知書(第14号様式)により通知する。

(請求の手続き)

第10条 前条に規定する通知を受けた者は、通知受領後10日以内に、請求書(第15号様式)を市長に提出しなければならない。

(概算払の承認申請等)

第11条 補助金の概算払いを受けようとする者は、概算払いを必要とする月の初日までに、次に定める書類を市長に提出しなければならない。

提出書類 各1部

- (1) 概算払承認申請書(第16号様式)
- (2) 概算払請求書(第15号様式)
- (3) 資金計画表(様式任意)

(概算払の承認決定通知)

第12条 市長は前条に定める申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、概算払承認決定通知書(第17号様式)により通知する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

別表（第3条関係）

補助の対象及び補助率

1 施設の種類	2 設置根拠等	3 設置者	4 補助率
(1) 保護施設	生活保護法第41条	社会福祉法人又は日本赤十字社	4分の3
(2) 社会事業授産施設	社会福祉法第2条第2項第7号	社会福祉法人	4分の3
(3) 障害福祉サービス事業所等			
ア 障害福祉サービス事業所（療養介護を除く。）	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人又はNPO法人等。（営利を目的とする法人を除く。）以下「社会福祉法人等」という。）	4分の3
イ 障害福祉サービス事業所（療養介護に限る。）	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	4分の3
ウ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の6号及び第10の7号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。）	4分の3
(4) 居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業、自立生活援助事業、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	4分の3

(5) 身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法第28条第3項	社会福祉法人	4分の3
(6) 児童福祉施設等 ア 障害児入所施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人又は日本赤十字社若しくは公益社団法人又は公益財団法人	4分の3
イ 児童発達支援センター	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人等	4分の3
ウ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	児童福祉法第34条の3第2項	社会福祉法人等	4分の3
(7) 居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法第34条の3第2項	社会福祉法人等	4分の3
(8) 福祉ホーム	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	4分の3
(9) 応急仮設施設	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」	本表中の施設の種別ごとに定められている設置者	4分の3
(10) 地域移行支援型ホーム	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)附則第7条	社会福祉法人等	定額
(11) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社	4分の3

第1号様式(第4条関係)

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

名 称

代表者

印

交付申請書

このことについて、平成 年度浜松市社会福祉施設等施設整備事業を実施したいので、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 補助交付申請金額 円
- 2 施設の種別及び名称
- 3 事業の目的及び内容
 - (1) 整備目的
 - (2) 整備内容
- 4 申請額算出内訳 第2号様式のとおり
- 5 事業計画 第3号様式のとおり

(添付書類) 第4号様式のとおり

第1号様式（裏面）

交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- 1 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- 2 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- 3 市長の承認を受けて2の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- 4 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- 6 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、第18号様式により速やかに市長に報告しなければならない。なお、市長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- 7 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- 8 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該行為を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- 9 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- 10 この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならないこと。
- 11 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならないこと。
- 12 補助事業により取得しようとする施設は、耐震性に充分配慮されたものでなければならないこと。
- 13 補助事業により取得しようとする施設の利用者の特性に鑑みて、避難経路は十分に確保されていないなければならないこと。
- 14 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- 15 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- 16 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第2号様式(第4、6条関係)

申請額算出内訳書 (変更申請額算出内訳書)

(設置者の名称)

(施設の名称)

施設種別	設置者の総事業費 A 円	対象経費実支出 (予定)額 B (A) 円	寄付金その他の 収入額 C 円	差引額 D (= A - C) 円	BとDを比較して 少ない額×3/4 E 円	算定基準による 基準額 F 円	補助額 G 円
1 施設整備費							
小計							
小計							
施設整備費計							

- (注) 1 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 2 A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E～G欄の内訳を補助基本額とした場合には、記入不要である。
 3 A欄～G欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
 4 G欄で算定された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第3号様式（第4、6条関係）

事業計画書（変更事業計画書）

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

（注）宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事費を除く。）

(ア)敷地面積 m^2

(イ)敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

(ウ)施設整備の区分（創設、拡張等の別）

(エ)建物の面積 建築面積 m^2 、延面積 m^2

(オ)建物の構造（ 造）

（注）1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア)建設の面積 建築面積 m^2 、延べ面積 m^2

(イ)建物の構造（ 造）

(ウ)建築年月日

(エ)補助金の区分（昭和 年度：国庫・民間・自己資金・その他）

(オ)処分（取りこわし）年月日

（注）既存施設の解体撤去工事がかかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

(ア)建設の面積 建築面積 m²、延べ面積 m²

(イ)建物の構造(造)

(注)1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

ア	主体工事費	円
イ	工事事務費	円
ウ	小計(本体工事費)	円
エ	介護用リフト等特殊 附帯工事費	円
	(介護用リフト工事費)	円
	()	円
オ	授産施設近代化整備 工事費	円
カ	授産施設等整備工事費	円
キ	解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費	円
	(解体撤去工事費)	円
	(仮施設整備工事費)	円
ク	その他の工事費	円
ケ	地域交流スペース	円
コ	合計	円

(注)工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア	市費補助金(法定)	円
イ	市費補助金(市単)	円
ウ	県費補助金(県単)	円
エ	設置者負担金	円
	(内訳)	
	自己資金	円
	借入金	
	()	円
	()	円
	寄附金	円
オ	その他()	円
カ	合計	円

(4) 施工計画

ア 直営・請負の別

イ 契約年月日

ウ 着工年月日

エ 竣工年月日

オ 事業開始年月日

カ 解体撤去工事関係

(ア)直営・請負の別

(イ)着工年月日

(ウ)完了年月日

キ 仮施設設工事関係

(ア)直営・請負の別

(イ)工事期間

(ウ)仮施設設の使用期間

(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項

第4号様式（第4、6、8条関係）

平成 年度社会福祉施設整備費収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

（施設名称 ）

1 収入の部（第3号様式の2の(3)の区分（第10号様式の2の(3)）に従って記入する。）

区 分	予算額	決算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部（第2号様式（第9号様式）の区分に従って記入する。）

区 分	予算額	決算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

（注） 変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること

平成 年 月 日

所在地

名 称

代表者

印

第5号様式(第4条関係)

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

名 称

代表者

印

市税納付・納入確認同意書

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱第1条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請補助金

浜松市社会福祉施設等施設整備費補助金

第6号様式(第4条関係)

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

(誓約者)

所在地

名称

代表者氏名

暴力団排除に関する誓約書

浜松市社会福祉施設等施設整備費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)

第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

第7号様式（第5条関係）

浜松市指令 第 号

平成 年 月 日

様

浜松市長



交付決定通知書

平成 年 月 日付 第 号により申請があった、平成 年度浜松市社会福祉施設等施設整備費補助金について、次のとおり決定します。

1 決定の内容

(1) 金額 円

(2) 交付の対象

2 交付の条件

(1) 補助金は、浜松市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の第1号様式（裏面）に掲げる事項を条件として交付するものであること。

(2) 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）及び浜松市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱を遵守すること。

第8号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

名 称

代表者

印

変更承認申請書

このことについて、平成 年 月 日付浜松市指令 第 号により補助金の
交付決定を受けた、平成 年度浜松市社会福祉施設等施設整備事業の計画を次のとおり
変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容 第3号様式のとおり

3 変更申請額算出額内訳 第2号様式のとおり

4 補助金所要額

(1) 前回までの交付決定金額 円

(2) 今回変更承認申請額 円

(3) 差引増減額 円

（添付書類） 別紙第4号様式のとおり

第9号様式（第7条関係）

浜松市指令 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長



変更交付決定通知書

平成 年 月 日付 第 号により変更承認申請があった、平成 年度浜松市社会福祉施設等施設整備費補助金について、次のとおり変更交付決定します。

1 決定の内容

(1) 変更交付金額 円

(2) 交付の対象

2 交付の条件

(1) 補助金は、浜松市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の第1号様式（裏面）に掲げる事項を条件として交付するものであること。

(2) 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）及び浜松市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱を遵守すること。

第10号様式(第8条関係)

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

名 称

代表者

印

実績報告書

このことについて、平成 年 月 日付浜松市指令 第 号により補助金の
交付決定を受けた、平成 年度浜松市社会福祉施設等施設整備費補助金事業が完了した
ので、次の関係書類を添えて報告します。

- 1 施設の種別及び名称
- 2 精 算 額 内 訳 第11号様式のとおり
- 3 事 業 実 績 報 告 書 第12号様式のとおり
- 4 収 支 決 算 書 第4号様式のとおり

第11号様式(第8条関係)

精算額内訳書

(設置者の名称)

(施設の名称)

施設種別	設置者の 総事業費 A 円	対象経費 実支出 (予定)額 B(A)円	寄付金 その他の 収入額 C 円	差引額 D(A-C)円	BとDと比較 して少ない 額×3/4 E 円	算定基準 による 基準額 F 円	補助金 所要額 G 円	補助金 交付決定額 H 円	補助金 受入済額 I 円	差引 過不足額 J(I-G)
1 施設整備費										
小計										
小計										
施設整備費計										

(注) 1 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。

2 A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄若しくはF欄の内訳を補助基本額とした場合には、記入不要である。

3 A欄～欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。

4 G欄で算定された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第12号様式（第8条関係）

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

（注）宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事費を除く。）

- (ア)敷地面積 m²
- (イ)敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）
- (ウ)施設整備の区分（創設、拡張等の別）
- (エ)建物の面積 建築面積 m²、延べ面積 m²
- (オ)建物の構造（ 造）

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

- (ア)建設の面積 建築面積 m²、延べ面積 m²
- (イ)建物の構造（ 造）
- (ウ)建築年月日
- (エ)補助金の区分（昭和 年度：国庫・民間・自己資金・その他）
- (オ)処分（取りこわし）年月日

ウ 仮設施設工事

- (ア)建設の面積 建築面積 m²、延べ面積 m²
- (イ)建物の構造（ 造）

(2) 支出済事業費総額

- ア 主体工事費 円
- イ 工事事務費 円
- ウ 小計（本体工事費） 円（1 m²当たり 円）

エ	介護用リフト等特殊 附帯工事費	円
	(介護用リフト工事費)	円
	()	円
オ	授産施設近代化整備 工事費	円
カ	授産施設等整備工事費	円
キ	解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費	円
	(解体撤去工事費)	円
	(仮施設整備工事費)	円
ク	その他の工事費	円
ケ	地域交流スペース	円
コ	合計	円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア	市費補助金(法定)	円
イ	市費補助金(市単)	円
ウ	県費補助金(県単)	円
エ	設置者負担金	円
	(内訳)	
	自己資金	円
	借入金	
	()	円
	()	円
	寄附金	円
オ	その他()	円
カ	合計	円

(4) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
- (ア) 着工年月日

- (イ)完了年月日
- カ 仮設施設工事関係
 - (ア)工事期間
 - (イ)仮設施設の使用期間
- (5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無
 - 有 ・ 無
- (6) その他参考事項
 - (添付書類)
 - ア 請負の場合は、工事請負契約書の写
 - 直営の場合は、支払領収書の写
 - 賃貸借の場合、賃貸借契約書の写（仮設施設整備のみ）
 - イ 工事完了を確認するに足りる検査済証の写
 - （建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証）
 - ウ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
 - （交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
 - エ 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
 - （交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
 - オ 建物内外主要部分の写真
 - カ 抵当権の設定がある場合、証明できる書類（登記簿の写し等）

(あて先) 浜松市長

発注者(委託者)

請負者(受託者)

工事契約金額報告書

発注者(委託者) 社会福祉法人 会と請負者(受託者) 株式会社

建設は 工事に係る工事請負契約(設計監理委託契約)を次のとおり締結し施工するとともに、補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契約年月日	金額
当初 工事請負契約	年 月 日	金 円
変更(追加)契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
設計監理委託契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円

第14号様式(第9条関係)

浜松市指令 第 号

平成 年 月 日

様

浜松市長



補助金額確定通知書

平成 年 月 日付浜松市指令 第 号で交付決定した、平成 年度浜松市社会福祉施設等施設整備費補助金については、平成 年 月 日付 第 号による実績報告に基づき補助金額を次のとおり確定します。

確定補助金額

円

第15号様式(第11条関係)

請求書(概算払請求書)

金 円

ただし、平成 年 月 日付浜松市指令 第 号により補助金の確定(決定)を受けた、平成 年度浜松市社会福祉施設等施設整備費補助金として、上記のとおり請求します。

施設名()

交付確定(決定)額

受入済額

今回請求額

平成 年 月 日

(あて先)浜松市長

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者

印

振込先口座	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 支所	普通預金 当座預金	口座番号
口座名義				

第16号様式(第11条関係)

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

名称

代表者

印

概算払承認申請書

平成 年 月 日付浜松市指令 第 号で交付決定を受けた、平成 年度
浜松市社会福祉施設等施設整備費補助金について、下記のとおり概算払くださるよう申請
いたします。

- 1 概算払を必要とする理由
- 2 概算払を必要とする金額
- 3 概算払を必要とする期日
- 4 その他参考事項

(添付書類) 1 工事等出来高調書、2 資金計画表

第17号様式(第12条関係)

浜松市指令 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長



概算払承認決定通知書

平成 年 月 日付 第 号により概算払の承認申請があった、平成 年
度浜松市社会福祉施設等施設整備費補助金について、次のとおり承認します。

1 承認の内容

(1) 金額 円

(2) 時期

2 交付の条件

(1) 補助金は、浜松市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の第1号様式(裏面)
に掲げる事項を条件として交付するものであること。

(2) 浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号)及び浜松市社会福祉施設
等施設整備費補助金交付要綱を遵守すること。

第18号様式

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

名称

代表者

印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設等施設整備費
国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報
告する。

1 施設の種類及び名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入
控除税額(要補助金等返還相当額)

金 円

4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類
(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認で
きる資料)